第五十九条　（略）
（登録対象権利の消滅に関する定めの登録）
第六十条　経済産業大臣は、登録の目的である登録対象権利の消滅に関する定めの登録をした場合において、当該定めにより登録対象権利が消滅したことによる登録の抹消その他の登録をするときは、当該登録対象権利の消滅に関する定めの登録の抹消をしなければならない。
第六十一条　（略）
（登録の更正）
第六十二条　経済産業大臣は、令第三十条第一項の規定により登録の更正をするときは、登録の年月日を記録しなければならない。
（登録の抹消）
第六十三条　経済産業大臣は、登録対象権利の登録の抹消をするときは、抹消の登録をするとともに、抹消すべき登録を抹消する記号を記録しなければならない。
2　経済産業大臣は、前項の場合において、抹消に係る登録対象権利を目的とする第三者の権利に関する登録があるときは、当該第三者の権利に関する登録の抹消をしなければならない。この場合には、当該登録対象権利の登録の抹消をしたことにより当該第三者の権利に関する登録の抹消をする旨及び登録の年月日を記録しなければならない。
第六十四条　（略）
（令第三十三条第二項の相当の調査）
第六十五条　令第三十三条第二項の経済産業省令で定める方法は、次の各号に掲げる措置をとる方法とする。
一　令第三十三条第二項に規定する登録の抹消の登録義務者（以下この条において単に「登録義務者」という。）が自然人である場合にあっては、次のイ及びロに掲げる措置
イ　（略）
ロ　共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる次の(1)及び(2)に掲げる措置
(1)　登録義務者の貯留権等登録簿上の住所に宛ててする登録義務者に対する書面の送付（イの措置により登録義務者の死亡及び共同して登録の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合を除く。）
(2)　（略）
二　登録義務者が法人である場合にあっては、次のイからニまでに掲げる措置
イ・ロ　（略）
ハ　共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる次の(1)及び(2)に掲げる措置
(1)　登録義務者の貯留権等登録簿上の住所に宛ててする登録義務者に対する書面の送付（イの措置により登録義務者が合併により解散していること及び共同して登録の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合を除く。）
(2)　（略）
ニ　（略）

第五十条　（略）
（試掘権の消滅に関する定めの登録）
第五十一条　経済産業大臣は、登録の目的である試掘権の消滅に関する定めの登録をした場合において、当該定めにより試掘権が消滅したことによる登録の抹消その他の登録をするときは、当該試掘権の消滅に関する定めの登録の抹消をしなければならない。
第五十二条　（略）
（登録の更正）
第五十三条　経済産業大臣は、令第二十九条第一項の規定により登録の更正をするときは、登録の年月日を記録しなければならない。
（登録の抹消）
第五十四条　経済産業大臣は、試掘権の登録の抹消をするときは、抹消の登録をするとともに、抹消すべき登録を抹消する記号を記録しなければならない。
2　経済産業大臣は、前項の場合において、抹消に係る試掘権を目的とする第三者の権利に関する登録があるときは、当該第三者の権利に関する登録の抹消をしなければならない。この場合には、当該試掘権の登録の抹消をしたことにより当該第三者の権利に関する登録の抹消をする旨及び登録の年月日を記録しなければならない。
第五十五条　（略）
（令第三十二条第二項の相当の調査）
第五十六条　令第三十二条第二項の経済産業省令で定める方法は、次の各号に掲げる措置をとる方法とする。
一　令第三十二条第二項に規定する登録の抹消の登録義務者（以下この条において単に「登録義務者」という。）が自然人である場合にあっては、次のイ及びロに掲げる措置
イ　（略）
ロ　共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる次の(1)及び(2)に掲げる措置
(1)　登録義務者の試掘権登録簿上の住所に宛ててする登録義務者に対する書面の送付（イの措置により登録義務者の死亡及び共同して登録の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合を除く。）
(2)　（略）
二　登録義務者が法人である場合にあっては、次のイからニまでに掲げる措置
イ・ロ　（略）
ハ　共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる次の(1)及び(2)に掲げる措置
(1)　登録義務者の試掘権登録簿上の住所に宛ててする登録義務者に対する書面の送付（イの措置により登録義務者が合併により解散していること及び共同して登録の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合を除く。）
(2)　（略）
ニ　（略）